○農林水産省令第六十一号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月五日　農林水産大臣　赤松　広隆

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定による報告（法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものを除く。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所

二　報告を求め、又は立入検査を行った年月日

三　報告の徴収又は立入検査に係る米穀等の種類

四　報告の徴収又は立入検査の結果

五　その他参考となるべき事項

附　則

この省令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

○農林水産省令第六十二号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十三条第二項及び第三項並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月五日　農林水産大臣　赤松　広隆

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十二条第二項」を「第三十三条第二項」に改める。

第三十二条第一項中「次」を「、次の各号」に改め、同項ただし書中「行う」を「その権限を行使する」に改め、同項第四号中「権限」の下に「（法第七条の三の規定の施行に関するものを除く。）」を加え、同条第二項中「前項の各号」を「前項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第七条の三第一項の規定による勧告（米穀の出荷又は販売の事業を行う者であって、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるもの（次号において「地方出荷販売事業者」という。）に関するもの（令第十七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

二　法第七条の三第一項の規定による前号に定める地方農政局長の勧告（令第十七条第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした勧告を含む。）に係る法第七条の三第二項の規定による命令（地方出荷販売事業者に関するもの（令第十七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局長

三　法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に対する報告の徴収（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）　当該主要食糧出荷等事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四　法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に関する立入検査（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）　当該主要食糧出荷等事業者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫又は工場の所在地を管轄する地方農政局長

第三十二条を第三十三条とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事の行う勧告の内容等の報告）

第三十二条　令第十七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　勧告又は命令をした米穀の出荷又は販売の事業を行う者の氏名又は名称及び住所

二　勧告又は命令をした年月日

三　勧告又は命令の内容

四　その他参考となるべき事項

2　令第十七条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告を求め、又は立入検査を行った業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者（以下「主要食糧出荷等事業者」という。）の氏名又は名称及び住所

二　報告を求め、又は立入検査を行った年月日

三　報告の徴収又は立入検査の結果

四　その他参考となるべき事項

別記様式第十三号の表面中「農林水産大臣（地方農政事務所長）」を「発行者名」に改め、同様式の裏面及び備考を次のように改める。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第32条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務等）

第53条　この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2　この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

3　前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委任することができる。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

2　発行者は、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政事務所長又は都道府県知事とする。

附　則

この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。